

別紙 10 環境負荷軽減型酪農経営支援

第 1 事業の実施方針

我が国酪農は、人が食用にできない牧草等を資源とし、生乳を生産する重要な役割を担うとともに、国土保全、地域活性化等に寄与している。

しかしながら、混住化の進展、国際的な環境意識の高まり等により、酪農の維持・発展に係る環境問題への対策の必要性が拡大している。

このため、環境負荷軽減型酪農経営支援事業により、酪農経営体等が、家畜排せつ物の還元用地を確保し、環境負荷の軽減を図る取組（資源循環促進、地球温暖化防止、生物多様性保全）を支援する。

第 2 事業内容

本事業は、ふん尿の還元等に必要な飼料作付面積の確保を前提として酪農家が行う環境負荷軽減の取組を支援する事業であり、

① ふん尿の還元等に必要な飼料作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農経営体等に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付する「環境負荷軽減型酪農経営支援事業」

② ①の実施のための推進活動、要件確認、環境負荷軽減効果の検証調査等に必要な経費を助成する「環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

1 環境負荷軽減型酪農経営支援事業

I に定めるとおりとする。

2 環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業

II に定めるとおりとする。

I 環境負荷軽減型酪農経営支援事業

第1 事業内容

本事業は、第2に掲げる要件を満たすふん尿の還元等に必要な飼料作物（牧草を含む。以下同じ。）の作付面積の確保を前提として酪農経営者等が行う環境負荷軽減の取組に対し、国が予算の範囲内において飼料作物の作付面積に応じて以下の交付金を交付する事業とする。

- 1 ふん尿の還元に必要な飼料の作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農経営者等に対し、第3の1に規定する交付対象面積に応じて交付する交付金（以下「本体交付金」という。）
- 2 本体交付金の交付要件を満たす者のうち有機飼料生産の取組を行う者に対し、第5の1に規定する交付対象面積に応じて追加で交付する交付金（以下「追加交付金」という。）

第2 本体交付金の交付要件

第1の1に規定する本体交付金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 次の要件に適合する酪農経営者又は酪農経営者組織（酪農経営者が直接の構成員となっている法人又は集団をいう。以下同じ。）であること。

（1）酪農経営者

飼料作物作付面積（2に規定する飼料作物作付地の面積（単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作物作付地の面積に、2作目の作付面積を加えたもの）をいう。以下同じ。）を事業実施年度の経産牛飼養頭数（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、その年度の4月1日における満27か月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種その他乳用種の雌牛の頭数の合計をいう。以下同じ。）で除して得た面積が、基準面積（北海道においては40アール、都府県においては10アールとする。以下同じ。）以上であること。

（2）酪農経営者組織

以下の要件を満たす組織であって、各構成員及び当該組織それぞれの飼料作物作付面積の合計を各構成員及び当該組織それぞれの経産牛飼養頭数の合計で除して得た面積が、基準面積以上であること。

ア 法人にあっては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。

イ 集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

（ア）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

（イ）集団の運営及び構成員の役割に関する事項

（ウ）集団の会計処理に関する事項

- 2 飼料作物作付地（以下のいずれかの要件を満たす土地であって、飼料作物の作付けがあるものをいう。以下同じ。）において、飼料作物を事業実施年度に1作以上作付けしていること。
 - （1）自らが所有する農地又は採草放牧地
 - （2）利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）
 - （3）その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの
 - （4）委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地
 - （5）耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地
- 3 別添1に掲げる環境負荷軽減に資する取組（以下「環境負荷軽減の取組」という。）を2つ以上実践していること。
- 4 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）又はGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践していること。
- 5 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）若しくは悪臭防止法（昭和46年法律第91号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- 6 自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷すること。
- 7 第6の3の規定により行う飼料作物作付面積及び環境負荷軽減の取組の実施状況の確認等本事業の実施に関し協力すること。
- 8 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る酪農経営者等の情報の取得、加工、第三者（当事業を実施する上で必要最小限の範囲に限る）への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。
- 9 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第3 本体交付金の交付対象面積及び交付単価

- 1 本体交付金の交付対象面積（以下「本体交付金交付対象面積」という。）は、飼料作物作付面積から、第2の2の（5）の農地であって当該年度に水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号

農林水産事務次官依命通知)に基づき交付される交付金をいう。以下同じ。)の交付対象となっている農地の面積を除いた面積とする。

2 本体交付金の交付単価は、以下のとおりとする

- ア 本体交付金交付対象面積のうち 200 ヘクタール以下の部分に対しては、1.0 ヘクタール当たり 15,000 円以内
- イ 本体交付金交付対象面積のうち 200 ヘクタールを超え 400 ヘクタール以下の部分に対しては、1.1 ヘクタール当たり 15,000 円以内
- ウ 本体交付金交付対象面積のうち 400 ヘクタールを超える部分に対しては、1.2 ヘクタール当たり 15,000 円以内

第4 追加交付金の交付要件

第1の2に規定する追加交付金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 第2に規定する本体交付金の交付対象者の要件を満たしていること。
- 2 第2の2に規定する飼料作物作付地において、「有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）」に定める有機飼料又は「有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）」に定める有機畜産用自家生産飼料を生産していること。

第5 追加交付金の交付対象面積及び交付単価

- 1 追加交付金の交付対象面積は、本体交付金交付対象面積のうち有機飼料又は有機畜産用自家生産飼料の作付面積（両方の飼料を作付している場合にあっては、その合計面積）とする。
- 2 追加交付金の交付単価は、1.0 ヘクタール当たり 30,000 円以内とする。

第6 事業実施手続

1 事業参加申込み

- (1) 本事業に参加しようとする酪農経営者及び酪農経営者組織（以下「事業参加申込者」という。）は、環境負荷軽減の取組を現に実践し、又は確実に行うことを示した計画（別添3-②。以下「環境負荷軽減型酪農実践計画」という。）及び交付金交付先情報（別添3-③）を添付した環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書（別添3。以下、別添3-②及び別添3-③を含め「事業参加申込書」という。）を、都道府県協議会等（本別紙Ⅱの第1の2の事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、事業参加申込書のうち、独立行政法人家畜改良センターへの農家マスタ登録内容（別添3-①）及び交付金交付先情報（別添3-③）について、前年度までに提出した情報に変更がない場合は、事業参加申込書に確認書（別添3-④）を添付して提出することにより、その提出を省略することができるものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者から提出された事業参加申込書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、事業参加申込者ごとに酪農経営

整理番号を付与するとともに、別添 4 により環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書総括表（以下「参加申込書総括表」という。）を作成し、（１）の事業参加申込書と併せて地方農政局長に提出するものとする。

- （３）都道府県協議会等は、（２）により参加申込書総括表を地方農政局長へ提出する場合は、別添 5 により、参加申込書総括表をもって、あらかじめ当該都道府県協議会等が所在する区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。
- （４）地方農政局長は、各事業参加申込者の経産牛飼養頭数を確認した後第 2 の 1（１）又は第 2 の 1（２）の基準面積の要件を満たしていること、環境負荷軽減型酪農実践計画において事業参加申込者が第 2 の 3 に規定する要件を満たす環境負荷軽減の取組を実践する計画となっていること、第 2 の 2（５）の農地に対する水田活用の直接支払交付金の交付の有無を確認こと及び第 2 の 5 の法令等の遵守状況を確認することにより事業参加申込内容を審査し、その結果を都道府県協議会等を経由して事業参加申込者に通知するものとする。

2 変更の申出

- （１）事業参加申込者は、事業参加申込書の内容に変更があったときは、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局長に申し出るものとする。
- （２）都道府県協議会等は、事業参加申込者から（１）の申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

3 現地確認等

- （１）都道府県協議会等は、１（４）の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者（以下「事業参加者」という。）が、第 2 の 1 から 9 まで及び第 4 の要件に適合していることについて、別添 2 に定める方法により現地確認等を行わなければならない。
- （２）都道府県協議会等は、現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- （３）地方農政局は、必要に応じて都道府県協議会等又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとする。
- （４）都道府県協議会等は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加者ごとの環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書（別添 6－①。以下「確認報告書」という。）及び環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表（別添 7－①及び別添 8－①。以下「確認報告書総括表」という。）を作成するものとする。

4 交付申請

- （１）本事業の本体交付金又は追加交付金（以下「交付金」と総称する。）の交付を受けようとする事業参加者（以下「交付申請者」という。）は、3 に規定する現地確認等が終了した後、環境負荷軽減型酪農経営支援事業交付金交付申請書（別添 6。以下「交付申請書」という。）を、都道府県協議会等を経由して地方農政局長に提出するものとする。
- （２）都道府県協議会等は、交付申請者から提出された交付申請書等の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、3（４）で作成した交付申請者ごとの確認報告書を添付した交付申請書等を地方農政局長に提出するとともに、併せて 3

(4) で作成した確認報告書総括表を、別添 7 により地方農政局長に提出するものとする。

- (3) 都道府県協議会等は、(2) の提出を行う場合は、別添 8 により、確認報告書総括表をもって、あらかじめ都道府県協議会等に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。この場合、協議を受けた都道府県は必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。

5 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長は、4 により提出された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、都道府県協議会等を経由して交付申請者に対し「環境負荷軽減型酪農経営支援事業における交付金の交付決定通知書」（別添 9）を交付した上で、交付金を交付する。

6 事業参加申込者死亡時における交付金の交付の承継

- (1) 事業参加申込者が、事業参加申込後に死亡した場合において、当該事業参加申込者の酪農経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が存命の間、第 2 又は第 4 に掲げる各交付金の交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の交付金の交付を受けることができるものとする。

この際、交付金を受けるための要件のうち第 2 の 6 について、「年間」とあるのは、「事業参加申込者の存命の間」と読み替えるものとする。

- (2) (1) により交付金の交付を受けるための手続を行う者は、事業参加申込者の交付金の交付の継承に関する申出書（別添 10）に、①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、③相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報（別添 10－①）を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった当該年度中とする。

また、都道府県協議会等は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

第 7 申請書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた者、都道府県協議会等、都道府県及び地方農政局は、本事業の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

第 8 交付決定の取消し

地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、本事業の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又は本事業に関係する法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 9 交付金の返還

- 1 地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第10 推進に必要な経費

本事業の周知、参加申請、要件確認等の事業の適正な実施に必要な経費については、都道府県協議会等を事業実施主体とする環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業（本別紙のⅡ）により補助する。

Ⅱ 環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業

第1 事業内容

1 事業の取組内容

2に規定する本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の農業協同組合等に委託することができるものとする。

（1）事業参加申込者（本別紙のⅠの第6の1（1）に定める事業参加申込者をいう。以下同じ。）等に対する指導・助言

（2）事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援

（3）参加申込書総括表等についての都道府県への協議

（4）飼料作物作付面積及び環境負荷軽減の取組の現地確認等

（5）環境負荷軽減に資する取組による効果の検証の実施及び検証結果の報告

（6）その他の環境負荷型酪農経営支援事業の推進に必要な業務

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

（1）都道府県協議会（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）

（2）やむを得ない事由により、都道府県協議会が実施主体となることが困難な場合にあっては、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長の協議により、事業実施主体となることを認められた者

第2 事業実施計画等

1 推進事業実施計画の作成手続

事業実施主体の長は、環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業実施計画（以下「推進事業実施計画」という。）を別添11により作成し、地方農政局長に申請するものとする。

2 推進事業実施計画の認定手続

（1）地方農政局長は、事業実施主体から1の推進事業実施計画の申請があった場合は、計画の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するものとする。

（2）地方農政局長は、（1）により推進事業実施計画を承認した場合は、事業実施主体の長に通知するものとする。

3 業務方法書の作成

（1）2（1）の推進事業実施計画の認定を受けた事業実施主体の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始までに、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。

ア 本事業の実施に関する事項

イ 本事業の実績の報告に関する事項

ウ その他業務運営に必要な事項

（2）事業実施主体の長は、業務方法書の変更がある場合には、（1）の規定に準じ

て行うものとする。

第3 点検評価等

- 1 事業実施主体の長は、国の求めに応じて、環境負荷軽減に資する取組による資源循環促進、地球温暖化防止、生物多様性保全等の効果を検証し、地方農政局長を経由して生産局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体の長は、本事業の実施状況の報告を取りまとめ、翌年度の7月末までに、別添12により地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2に関わらず必要に応じて事業実施主体の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は地方農政局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第4 オンライン申請

- 1 事業実施主体は、第2の1に規定する推進事業実施計画、第2の3に規定する業務方法書及び第3の2に規定する実施状況の報告については、農林水産省共通申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）を利用して申請等を行うことができる。ただし、電子申請サービスを利用して申請等をする際に、添付を要する資料等がある場合は、その一部又は全部を電子申請サービス以外の方法により提出することを妨げない。
- 2 地方農政局長は、1により申請等を行った事業実施主体に対し通知等を発出する場合は、電子申請サービスにより行うことができる。

別添 1 (I の第 2 の 3 関係)

環境負荷軽減に資する取組

取組事項	取組内容
堆肥の適正還元 の取組	・ 堆肥等を合理的と考えられる方法で採材し、成分分析を行うこと。 ・ 堆肥等の施用に当たっては、経営内の飼料作物作付地の土壌分析を行い、分析結果を利用した施肥設計を行うこと。 ・ 経営体外に堆肥等を仕向ける場合は、耕種農家等との供給契約を締結すること。
国産副産物の 利用促進	・ 国産の農水産品副産物を土壌改良資材（石灰質資材）又は飼料の原料として使用すること。 ・ 土壌改良資材として副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）の使用を選択する場合に、経営内の飼料作物作付地の土壌分析を行った上で分析結果を利用し、施肥に併せて経営内の飼料作物作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以上に散布すること。 ・ 飼料の原料として副産物（不整形野菜、豆腐粕等）の使用を選択する場合に、酪農家1戸当たり年間12トン以上を耕種農家等から直接入手し、飼料に調製して利用すること。
スラリー等の 土中施用	・ 経営内の飼料作物作付地の面積（2作目は含まない。）の2割以上で、スラリー等の土中施用を実施すること。
サイレージ生 産の適正管理	・ 以下の①又は②のうち、1つを実施すること。 ① 経営内の飼料作物作付面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、サイレージ化する全ての牧草について、75%以下の水分率を目標に予乾すること。また、サイロ（基本的にバンカーサイロをいう。以下同じ。）を利用する場合は、水分測定を行った上で詰め込むこと。 ② 経営内の飼料作物作付面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等（牧草以外の飼料作物をいう。以下同じ。）を作付けする場合に、サイレージ化する全てのデントコーン・ソルガム等について、地域の栽培基準に基づく適正品種・密度での植栽及びほ場からの収穫残さの除去を行うこと。 ・ 発酵過程においては、十分な気密性確保対策（ロールベールサイレージにあっては十分な多層巻き）を実施し、使用した農業用廃プラスチック資材はリサイクル処理すること。 ・ サイロを使用する場合は、発生した排汁は排汁槽に貯留するなど適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理すること。また、サイロごと

温室効果ガス 放出量削減の 取組	・ 経営内の飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培又はメタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培を実施すること。 ・ 経営内の飼料作物作付面積の５割以上で取り組むこと。ただし、永年性飼料作物の不耕起栽培を実施する場合は、簡易更新により播種する面積を２割以上とすること。
化学肥料利用 量の削減	・ 以下の①又は②のうち、１つを実施すること。 ① 経営内の飼料作物作付面積の８割以上に牧草を作付けする場合に、無化学肥料栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料を使用する場合は、飼料作物作付地の面積（２作目の面積は含まない。）の２割以内とすること。 ② 経営内の飼料作物作付面積の２割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から３割程度以上削減すること。
連作防止の実 施	・ 経営内の飼料作物作付地の面積（２作目の面積は含まない。）の２割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、取組開始前年（以降、基準年として５年間固定）のデントコーン・ソルガム等の作付面積の２割以上にイネ科牧草等を導入すること。 ・ 基準年は５年毎に見直すこと。
放牧の実施	・ 飼料作物作付地において、毎年度、経産牛又は乳用後継牛（牛個体識別台帳に記録されている、その年度の４月１日における満７か月齢から１８か月齢までのホルスタイン種、ジャージー種その他乳用種の雌牛をいい、預託されている個を含む。）について１頭当たり９０日以上以上の放牧を実施していること。
不飽和脂肪酸 カルシウムの 給与	・ 脂肪酸カルシウムの給与計画を作成すること。 ・ 脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を経産牛１頭当たり年間１０キログラム以上給与すること。
農薬使用量の 削減	・ 以下の①又は②のうち、１つを実施すること。 ① 経営内の飼料作物作付面積の８割以上に牧草を作付けする場合に、無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は農薬を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず農薬を使用する場合は、飼料作物作付地の面積（２作目の面積は含まない。）の２割以内とすること。 ② 経営内の飼料作物作付面積の２割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、農薬の使用量を地域の慣行基準から３割程度以上削減すること。

注１）都道府県においては、以下の基準を策定し、公表すること。

- ・ デントコーン・ソルガム等の適正な品種・植栽密度を規定する栽培基準
- ・ 化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法

注２）地域の慣行基準は、基本的に、化学肥料については化学肥料の窒素成分量の合計

について、また、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、昨期ごとに設定）すること。

注3）「経営内の飼料作物作付地（又は飼料作物作付面積）」とは、飼料作物作付地の面積（又は飼料作物作付面積）から契約栽培の面積を除いたものである。

注4）令和3年度に限り、不飽和脂肪酸カルシウムの給与を選択する場合は、令和3年6月30日までに給与計画を作成し、経産牛1頭あたり7.5キログラム以上給与すること。

別添 2（Ⅰの第 2、第 4、第 6 関係）

環境負荷軽減型酪農経営支援事業に係る事業実施手順等の詳細

第 1 環境負荷軽減に資する取組に係る書類等の保存

事業参加者は、別添 1 に規定する環境負荷軽減の取組を実践した内容について、次のいずれかの書類等のうち、それぞれの取組の確認に最も適当な 1 つ又は複数のものにより明確にし、保存するものとする。

なお、環境負荷軽減の取組のうち、飼料作物の作付面積を確認する必要があるものは、第 5 の 1 に掲げる書類により要件を満たすことが確認できる範囲内でのみ行うこととする。その際、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、第 5 の 1 に掲げる書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。

- 1 作業日誌
- 2 購入・販売伝票
- 3 ポジティブリスト制度に対応して一般社団法人中央酪農会議が農家の取組を推進している「生乳生産管理チェックシート」及びそれに準ずる取組記録資料
- 4 土壌・堆肥分析結果、施肥設計書
- 5 耕種農家との堆肥の供給契約書
- 6 放牧野帳
- 7 写真
- 8 その他取組を実施したことを証する書類

第 2 経産牛飼養頭数及び乳用後継牛飼養頭数

別紙 10 のⅠの第 2 の 1（1）に規定する経産牛飼養頭数及び別添 1 に規定する乳用後継牛飼養頭数については、地方農政局長から牛個体識別全国データベース（以下「データベース」という。）の利用請求を受けた独立行政法人家畜改良センターが、データベースから事業実施年度の 4 月 1 日の該当情報を抽出した時点の記録頭数に基づき算出するものとする。

ただし、預託牛のうちデータベースでの確認が困難な場合は、契約書等に基づき算出するものとする。

第 3 飼料作物作付地等

- 1 別紙 10 のⅠの第 2 の 1（1）及び（2）の基準面積の算定に当たっては、飼料作物作付面積の合計値の 10 アール未満を切り捨てるものとする。
- 2 別紙 10 のⅠの第 3 の本体交付金交付対象面積については 0.1 ヘクタール（10 アール）単位とし、0.1 ヘクタール（10 アール）未満を切り捨てるものとする。

ただし、別紙 10 のⅠの第 2 の 2（5）に水田活用の直接支払交付金の交付対象となっている農地が存在する場合は、飼料作物作付面積からその面積をあらかじめ除いたうえで、0.1 ヘクタール（10 アール）未満を切り捨てるものとする。

- 3 別紙 10 のⅠの第 2 の 2（1）の自らが所有する農地又は採草放牧地は、事業参

加申込者（別紙 10 の I の第 6 の 1（1）の「事業参加申込者」をいう。以下同じ。）又はその家族等が所有する農地又は採草放牧地をいう。

4 別紙 10 の I の第 2 の 2（2）の利用権が設定された農地又は採草放牧地とは、事業参加申込者又はその家族等が他から借り入れた農地又は採草放牧地のうち、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

（1）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地

（2）農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）によって利用権が設定された借入れ農用地

（3）河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること。

5 別紙 10 の I の第 2 の 2（4）の委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作付地をいう。

（1）受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと

（2）受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること

（3）委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする

6 別紙 10 の I の第 2 の 2（5）の耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、酪農経営者等が飼料の生産の一部又は全部を農地の所有者又は借受者である耕種農家等若しくは耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託した飼料作付地をいう。

（1）耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること。

（2）酪農経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払については、現物と相殺できるものとする。

第 4 牛個体識別情報の変更

事業参加者は、別紙 10 の I の第 2 の 8 の酪農経営者等の情報に変更が生じた時は、速やかに都道府県協議会等を通じて地方農政局長に連絡すること。

第 5 飼料作物作付面積の確認

- 1 事業参加申込者は、別紙 10 の I の第 6 の 1 (1) の事業参加申込書に記載する飼料作物作付面積を、原則として、次のいずれかの公的機関等の書類により明確にし、保存するものとする。

なお、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、これらの書類での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。

- (1) 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書（農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により公告されたもの）
- (2) 農地法第 3 条の許可書
- (3) 土地登記簿
- (4) 土地課税台帳
- (5) 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類

- 2 事業参加申込者は、飼料作物作付面積に別紙 10 の I の第 2 の 2 (5) の農地又は採草放牧地の面積が含まれる場合は、別紙 10 の I の第 6 の 1 (1) の事業参加申込書に、耕種農家等との間で飼料作物作付けに係る契約を締結したことがわかる書類を添付するものとする。

- 3 都道府県協議会等は、事業参加申込者が事業参加申込書に正しく飼料作物作付地の面積及び飼料作物作付面積を記入しているか、1 に掲げる書類により確認するものとする。

なお、書類での確認が出来ない飼料作物作付地の面積等については、申告された面積が、実測等の手段により明確とされているかを可能な限り確認するものとする。

第 6 農業環境規範の実践

事業参加者は、農業環境規範を実践する場合にあつては、別紙 10 の I の第 6 の 3 (1) に規定する現地確認等の時までに、別紙 10 の I の第 2 の 4 の農業環境規範における点検チェックシートに基づく記録を行うものとする。

第 7 現地確認等の方法

- 1 別紙 10 の I の第 6 の 3 (1) の別添 2 に定める方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県協議会等は、第 5 により面積が確認されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされているかを確認するとともに、別紙 10 の I の第 2 の 1 (1) 及び (2) に定める基準面積に係る要件を満たしているかを確認するものとする。

また、第 5 により、面積が明確でない飼料作物作付地については、面積が明確であるかを確認するものとする。

- (2) 都道府県協議会等は、家畜排せつ物の管理状況について、事業参加者から、指導等の有無及び指導等に対する改善の有無について確認するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、農業環境規範の実践について、現地確認等の時に事業参加者が第 6 により点検チェックシートに基づき記録していること、又は G A P 取得チャレンジシステムと同等以上の取組を行っていることを確認するものとする。

る。

- (4) 都道府県協議会等は、環境負荷軽減の取組について、事業参加者が別紙 10 の I の第 6 の 1 (1) に規定する環境負荷軽減型酪農実践計画に基づき実践しているか、又は実践することが確実であるかを現地確認及び第 1 に掲げる書類による確認を行うものとする。

なお、飼料作物の作付面積を確認する必要がある環境負荷軽減の取組にあっては、第 5 の 1 に掲げる書類により要件を満たしているか確認し、書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積が明確となっているかを確認するものとする。

- (5) 都道府県協議会等は、「有機飼料の日本農林規格」又は「有機畜産物の日本農林規格」の認証機関が証する書類により、有機飼料生産の取組を実施しているほ場を明確にし、これらの書類を保存することとする。

第 8 交付金の計算方法

1 本体交付金

- (1) 本体交付金の額は、本体交付金交付対象面積に別紙 10 の I の第 3 の 2 に掲げるそれぞれの面積区分の交付金単価を乗じて計算した金額の合計額とする。
- (2) 単価を乗じる面積は、0.1 ヘクタール (10 アール) 未満を切り捨てたものを用いることとする。
- (3) 各面積区分の合計に当たり、それぞれの区分ごとに計算し、1 円未満は切り捨てるものとする。
- (4) 酪農経営者組織については、別紙 10 の I の第 3 の 2 の規定にかかわらず、交付金単価は以下のとおりとする。
- ア 本体交付金交付対象面積のうち 200 ヘクタールに構成員人数を乗じた面積以下の部分に対しては、1.0 ヘクタール当たり 15,000 円以内
- イ 本体交付金交付対象面積のうち 200 ヘクタールに構成員人数を乗じた面積を超え 400 ヘクタールに構成員人数を乗じた面積以下の部分に対しては、1.1 ヘクタール当たり 15,000 円以内
- ウ 本体交付金交付対象面積のうち 400 ヘクタールに構成員人数を乗じた面積を超える部分に対しては、1.2 ヘクタール当たり 15,000 円以内

2 追加交付金

- (1) 別紙 10 の I の第 5 の 1 に掲げる追加交付金の交付対象面積は 0.1 ヘクタール (10 アール) 未満を切り捨てるものとする。

環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

私は環境負荷軽減型酪農経営支援事業に参加するため、持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)の別紙11のⅠの第6の1(1)に基づき、下記のとおり申し込みます。また、本事業の趣旨を理解し、自給飼料生産基盤に立脚し、環境に配慮した経営に努めるとともに、別添3ー⑤に記載の事項に同意します。

1. 事業参加申込者氏名

フリガナ	フリガナ	酪農経営整理番号	農協等名	牛個体識別に係る管理者等コード番号	別添3ー①
氏名又は法人、組織名	代表者氏名(法人、組織のみ)				有 無

注)1. 酪農経営整理番号は過去に参加した際(旧事業を含む)と同じ番号を記入してください。初めて参加する場合は協議会で番号を割り振ります。
注)2. 酪農経営整理番号が分からない場合は、提出先の協議会等に確認するか空欄で提出してください。空欄で提出があった場合は、協議会等で御記入ください。
注)3. 牛個体識別に係る管理者等コード番号について、次の場合は別添3ー①と併せて御記入ください。イ:事業参加申込者氏名及び住所と管理者登録している氏名及び住所が異なる場合 ロ:登録しているコードが複数ある場合 ハ:組織で取り組む場合。

2. 飼料作物作付状況表

大 字 (字) ・ 地 番	a:自己所有地等面積 (自己所有地・借地・農作業受託) (アール) (注4)	b:裏作面積 (アール) (注5)	c:契約栽培面積 (アール)	水田活用の 直接支払 交付金対象 (注6)	有機飼料 生産面積を 含む圃場 (注7)	飼料作物名	確認書類等	構成員 (組織のみ)												
								名 前	牛個体識別に係る管理者等コード番号											
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合 計(小数第2位)																				

飼料作物作付面積 【基準面積算定用面積】 合計 ① (10アール未満切捨て)		水田活用の直接支払交付金対象面積 合計 ② (10アール未満切捨て)		本体交付金交付対象面積 合計 (注8) (10アール未満切捨て)		追加交付金交付対象面積 【有機飼料生産面積】 合計 (注9) (10アール未満切捨て)	
(a+b+c) (アール)	アール	水田活用の直接支払 交付金対象のc (アール)	アール	①ー② (アール)	アール	有機飼料生産 の取組 (アール)	アール

注)4. 自己所有地等は、実施要綱第2の2の(1)から(4)までに規定する飼料作物作付地であり、自己所有地、借地及び農作業受託地を指す。
注)5. 裏作の面積とは、二期作、二毛作の2作目の面積のことを指す。
注)6. 契約栽培面積のうち水田活用の直接支払交付金の対象となっている農地等の場合は、○を御記入ください。
注)7. 有機飼料生産をしている面積を含む場合は、○を御記入ください。
注)8. 本体交付金交付対象面積に水田活用の直接支払交付金対象面積が含まれる場合は、予め水田活用の直接支払い交付金対象面積を除いた上で10アール未満切捨ての合計面積を御記入ください。
注)9. 本体交付金交付対象面積のうち、有機飼料生産の取組の対象となっている合計面積を御記入ください。

3. 法令等の順守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注11)		指導等に対する 改善の有無		その他環境法令の違反の有無 (注12)	
実践している	実践していない	有	無	有	無	有	無

注)11. 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。
注)12. その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」及び「悪臭防止法」をいう。罰則以上の違反の有無について記載してください。
注)13. 「3. 法令順守状況」は、法人又は組織であって、構成員により状況が異なる場合は、各構成員ごとに御記入ください。

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容

- 以下の場合に御記入ください。
- ・事業参加申込者氏名(住所)と、(独)家畜改良センターへ農家マスタ登録している氏名(住所)が異なる場合
 - ・マスタ登録しているコード番号が複数ある場合
 - ・組織参加の場合

構成員名 又は 事業参加申込者氏名 ※	(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容		
	牛個体識別に係る管理者等コード番号	氏名	住所

※ 組織の場合は構成員名、個人等の場合は事業参加申込者氏名を記入する。別添3と一致させること。

環境負荷軽減型酪農実践計画書

取組項目	取組内容 (注1)	事業実施年度の具体的な取組計画	共同	備考欄
① 堆肥の適正還元 の取組		・堆肥等の分析点数 ()点 ・土壌の分析箇所数 ()ヶ所 ・施肥設計書の作成数 ()種類 ・堆肥等の供給契約先(該当 ない場合は「無」と記入) () ()		
② 国産副産物の利用 促進	 土壌改良材  飼料	(土壌改良材の場合) ・副産物の種類 () ・副産物施用面積割合 ()割 ・土壌の分析箇所数 ()ヶ所 (飼料用の場合) ・飼料原料とする副産物名 () ・副産物の量 ()トン		
③ スラリー等の土中施用		・土中施用面積割合 ()割		
④ サイレージ生産の 適正管理	 牧草  デントコーン等	(共通) ・選択した作物の飼料作物 作付面積割合 ()割 ・廃プラスチック処理委託先 または処理方法 () (サイロの場合) ・サイロの種類 () ・サイロ数 () ・原料草の水分分析点数 ()点 ・サイレージ分析点数 ()点 ・排汁処理方法 ()		
⑤ 温室効果ガス放出量 削減の取組	 不耕起栽培  消化液利用	(不耕起栽培の場合) ・取組実施面積割合 単年性()割 永年性()割 (消化液利用の場合) ・取組実施面積割合 ()割		
⑥ 化学肥料利用量の 削減	 牧草  デントコーン等	・選択した作物の飼料作物 作付面積割合 ()割 (デントコーン等の場合のみ) ・使用量の削減割合 ()割		
⑦ 連作防止の実施		・基準年 ()年 ・基準年のデントコーン等の作付 面積(基準面積) ()ha ・基準年のデントコーン等の作付 面積割合 ()割 ・イネ科牧草導入割合 ()割		
⑧ 放牧の実施	 経産牛  乳用後継牛	・1頭当たり放牧日数 ()日/頭		
⑨ 不飽和脂肪酸カルシ ウムの給与		・飼料名 () ・1頭当たりの年間給与量 ()kg		
⑩ 農薬使用量の削減	 牧草  デントコーン等	・選択した作物の飼料作物 作付面積割合 ()割 (デントコーン等の場合のみ) ・使用量の削減割合 ()割		

構成員名

※ 酪農経営組織であって、構成員により取組メニュー
が異なる場合のみ御記入ください。

注) 1. 実践する取組内容(2つ)に○をつけてください。

注) 2. 組織であって、構成員により取組メニューが異なる場合は、構成員ごとに「環境負荷軽減型酪農実践計画書」を作成してください。また、共同で実施する場合は、共同欄にチェックを入れて下さい。

注) 3. 酪農家との契約栽培により飼料作物を作付ける農地等においても環境負荷軽減の取組を実践することが望ましい。

別添3－③(Ⅰの第6の1(1)関係)

交 付 金 交 付 先 情 報

事業参加申込者氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	

住所			
(〒)			
都道府県		市区町村	
電話	[]	FAX	[]
E-mail	@		

交付金振込口座	金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行は除く。)				支店名		種 目	
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 普通 ☐ 通知 ☐ 組合勘定	
	口座番号						金融機関コード 支店コード	
	(7桁に満たない場合は、右詰めで記入)							
	口座名義	フリガナ						
		漢字						
	《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》							
	口座番号		記号		CD/再発行	番号(右詰めで記入)		
口座名義	フリガナ							
	漢字							

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
上記の交付金振込口座の情報(口座番号、名義など)が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

確認書

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容(持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産2038号農林水産事務次官依命通知)の別紙10のⅠ(以下「実施要綱」という。))別添3-①)及び交付金交付先情報(実施要綱別添3-③)について、前年度までに提出した情報を確認の上、変更の有無をご記入ください。

この確認書を事業参加申込書に添付して提出いただくことで、(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容及び交付金交付先情報のうち、前年度までに提出した情報に変更がないものについては、その提出を省略することができます。

牛個体識別に係る管理者等コード番号に関する確認

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容 (実施要綱別添3-①)	
☐ 変更なし	☐ 変更あり

交付金が交付される口座等の情報に関する確認

交付金交付先情報 (実施要綱別添3-③)	
☐ 変更なし	☐ 変更あり

- 注) 1. 該当する欄にレ印を記入してください。
2. 前年度までに提出した情報から変更のあったものについては、必ず情報を修正した上で改めて様式を提出ください。
3. 口座情報に間違いがあると、交付金の入金ができませんのでご注意ください。

別添3－⑤(Ⅰの第6の1(1)関係)

同意書

私(法人、組織にあつては、「当法人及びその構成員」とする。以下同じ。)は、環境負荷軽減型酪農経営支援事業への参加に当たり、次の事項について同意します。

- 1 農林水産省本省、地方農政局(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)、都道府県協議会等が、環境負荷軽減型酪農経営支援事業の交付金を交付するために、本事業参加申込者から提出された事業参加申込書等に記載された個人情報及び旧飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号)に定める事業において、当該事業参加者から提出された事業参加申込書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る交付事務のために利用すること
- 2 農林水産省本省、地方農政局、都道府県協議会等は、本事業交付金の交付のため、本事業の事業参加申込書等に記載された内容を関係部局または参加者の関係する次の関係機関(注)に必要最小限の提供又は確認する場合があること

関係機関	①都道府県 ②市町村 ③農業協同組合連合会、農業協同組合等
------	-------------------------------------

- 3 地方農政局、都道府県協議会等が行った作付面積等の確認結果又は私からの事業参加申込書等の内容の変更の申出に基づき、農林水産省本省、地方農政局又は都道府県協議会等が事業参加申込書等の内容を訂正することがあること
- 4 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る私の情報の取得、加工、第三者(当事業を実施する上で必要最小限の範囲に限る)への提供その他の取扱いをすること
- 5 地方農政局、都道府県協議会等が、私が所有又は借入している飼料作物作付地等の面積及び環境負荷軽減の取組並びに水田活用の直接支払い交付金の申請、交付状況を確認するにあたり、公的機関が発行した関係書類等を私が提供すること並びに地方農政局又は都道府県協議会等が閲覧等を行うこと
- 6 持続的生産強化対策事業実施要綱の別紙10(環境負荷軽減型酪農経営支援)をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解すること
- 7 本事業に係る以下の項目の中から選択した環境負荷軽減の取組を行うに当たり、別添1の環境負荷軽減に資する取組の取組内容を理解し、守ること
 - ① 堆肥の適正還元の取組
 - ② 国産副産物の利用促進
 - ③ スラリー等の土中施用
 - ④ サイレージ生産の適正管理
 - ⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組
 - ⑥ 化学肥料利用量の削減
 - ⑦ 連作防止の実施
 - ⑧ 放牧の実施
 - ⑨ 不飽和脂肪酸カルシウムの給与
 - ⑩ 農薬使用量の削減
- 8 飼料作物作付状況及び環境負荷軽減の取組状況の確認等本事業の実施に必要な協力を行うこと
- 9 本事業に係る交付金の交付を受けた後に、交付金交付の要件を満たさないことが判明した場合には交付金を返還すること

別添 4（Ⅰの第 6 の 1（2）関係）

番 号
年 月 日

〔
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇〇年度環境負荷軽減型酪農経営支援事業の参加申込状況について（提出）

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅠの第 6 の 1（2）の規定に基づき、別添 4－①のとおり環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書総括表及び事業参加申込書を提出する。

別添 5（Ⅰの第 6 の 1（3）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇〇年度環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書総括表の協議について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅠの第 6 の 1（3）の規定に基づき協議いたしたく、別添 5－①のとおり環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書総括表を提出する。

環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書総括表

〇〇県(都道府)協議会

枚/総枚数

	事業参加者氏名	酪農経営整理番号	組織 (☒) (注2)	本体交付金交付対象面積 (アール) (注3)	追加交付金交付対象面積 (アール) (注3)	飼料作物作付面積 【基準面積算定用面積】 (アール) (注4)	作付面積の書類確認 (適・不適)	農業環境規範等の実践の 確認 (適・不適)	家畜排せつ物の管理状況 (注5)		その他環境法令の違反の有無 (注6)	取組項目の番号 (注7)	
									指導等の有無	指導等に対する改善の有無		(1)	(2)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	【合計人数】(名)			【合計面積】(アール)	【合計面積】(アール)	【合計面積】(アール)							

注) 1. 組織は、各構成員ごとに御記入ください。

注)2. 組織又はその構成員である場合はチェック(☒)を御記入ください。

注)3. 10アール未満切捨て後の面積を御記入ください。ただし、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積が含まれる場合は、予め水田活用の直接支払い交付金の交付対象面積を除いた上で10アール未満切捨ての合計面積を御記入ください。

注)4. 10アール未満切捨て後の面積を御記入ください。(記入例:138.65アールの場合130と記入)

注)5. 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいい、その状況について御記入ください。

注)6. その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰則以上の違反の有無について記載してください。

注)7. 環境負荷軽減型酪農実践計画の取組項目の番号欄には取組項目を次から選択し、(1)～(2)の取組欄に数字で御記入ください。

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 堆肥の適正還元への取組 | ⑥ 化学肥料利用量の削減 |
| ② 国産副産物の利用促進 | ⑦ 連作防止の実施 |
| ③ スラリー等の土中施用 | ⑧ 放牧の実施 |
| ④ サイレージ生産の適正管理 | ⑨ 不飽和脂肪酸カルシウムの給与 |
| ⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組 | ⑩ 農薬使用量の削減 |

別添 6（Ⅰの第 6 の 4（1）関係）

環境負荷軽減型酪農経営支援事業交付金交付申請書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

住 所
氏 名

酪農経営整理番号

環境負荷軽減型酪農経営支援事業の交付金の交付を受けたいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅠの第 6 の 4（1）の規定に基づき、以下の交付対象面積に基づき計算される金額を申請します。

本体交付金交付対象面積

ヘクタール

追加交付金交付対象面積
【有機飼料生産面積】

ヘクタール

構成員人数
【酪農経営体組織の場合】

人

（注）各面積は小数点以下第 2 位を切り捨てて記入すること。

都道府県協議会等で、環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書を添付すると共に「現地確認等後本体交付金交付対象面積」及び「現地確認等後追加交付金交付対象面積」欄の記載との整合を確認すること。

酪農経営整理番号が分からない場合は空欄とすること。この場合、各協議等で酪農経営整理番号を記入すること。

別紙 10 の別添 2 の第 8 の 1（4）の規定に基づき交付金額を計算する場合は、構成員人数を記入すること。

環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書

〇〇県(都道府)協議会

1. 現地確認等実施者氏名等

農協等名	確認年月日	確認者氏名
	年 月 日	

2. 事業参加者氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

3. 酪農経営整理番号等

酪農経営整理番号

4. 飼料作物作付状況

現地確認等後 本体交付金交付対象面積 (注1)	現地確認等後 追加交付金交付対象面積 【有機飼料生産面積】 (注2)	①現地確認等後 飼料作物作付面積 【基準面積算定用面積】 (注2)	②経産牛 頭数	③＝①/② (1アール未満切捨て)	基準面積クリア 確認欄 ③≥ (北海道 40a 都府県 10a)	
アール	アール	アール	頭	アール/頭	適	不適

注) 1. 10アール未満切捨て後の合計面積。ただし、交付金交付対象面積に水田活用の直接支払交付金対象面積が含まれる場合は、予め水田活用の直接支払い交付金対象面積を除いたうえで10アール未満切捨ての合計面積を記入。

注) 2. 10アール未満切捨て後の合計面積(記入例: 合計が138.65アールの場合130と記入)

【以下の5、6について、個人の場合は5に、組織の場合は構成員ごとに6に御記入ください。】

5. 環境負荷軽減の取組及び有機飼料生産等の判定

取組(1)(注3)	現地確認等による判定		追加交付金対象面積	
取組の種類 (注3)	適	不適	有	無
取組(2)(注3)	現地確認等による判定		取組数確認欄 (2つ以上)	
取組の種類 (注3)	適	不適	適	不適

注) 3. 取組の種類欄には取組項目を次から選択し、数字で御記入ください。

- ① 堆肥の適正還元の取組
② 国産副産物の利用促進
③ スラリー等の土中施用
④ サイレージ生産の適正管理
⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組
- ⑥ 化学肥料利用量の削減
⑦ 連作防止の実施
⑧ 放牧の実施
⑨ 不飽和脂肪酸カルシウムの給与
⑩ 農薬使用量の削減

法令等順守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注4)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の違反の有無(注5)	
適	不適	有	無	有	無	有	無

注) 4. 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいい、その状況について御記入ください。

注) 5. その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰則以上の違反の有無について記載してください。

6. 環境負荷軽減の取組等の判定（組織用）
 【組織等の構成員は以下に御記入ください。】

枚/総枚数 _____ / _____

構成員1

フリガナ	
構成員氏名	

環境負荷軽減の取組及び有機飼料生産等の判定

取組(1) (注3)	現地確認等による判定		追加交付金対象面積	
取組の種類 (注3)	適	不適	有	無
取組(2) (注3)	現地確認等による判定		取組数確認欄 (2つ以上)	
取組の種類 (注3)	適	不適	適	不適

法令等順守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注4)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の違反の有無(注5)	
適	不適	有	無	有	無	有	無

構成員2

フリガナ	
構成員氏名	

環境負荷軽減の取組及び有機飼料生産等の判定

取組(1) (注3)	現地確認等による判定		追加交付金対象面積	
取組の種類 (注3)	適	不適	有	無
取組(2) (注3)	現地確認等による判定		取組数確認欄 (2つ以上)	
取組の種類 (注3)	適	不適	適	不適

法令等順守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注4)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の違反の有無(注5)	
適	不適	有	無	有	無	有	無

別添 7（Ⅰの第 6 の 4（2）関係）

番 号
年 月 日

〔
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇〇年度に係る環境負荷軽減型酪農経営支援事業における環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表の報告について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅠの第 6 の 4（2）の規定に基づき、別添 7－①のとおり環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表について、報告する。

別添 8（Ⅰの第 6 の 4（3）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇〇年度に係る環境負荷軽減型酪農経営支援事業における環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表の協議について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅠの第 6 の 4（3）の規定に基づき協議いたしたく、別添 8－①のとおり環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表を提出する。

別添7-①及び別添8-①(Ⅰの第6の4(2)又はⅠの第6の4(3)関係)

環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表

〇〇県(都道府)協議会

枚/総枚数 /

	酪農経営整理番号	組織 (注2) (☒)	事業参加者氏名	基準面積の確認 (適・不適)	農業環境規範等の 実践の確認 (適・不適)	環境負荷軽減の取組の確認 (注3)				家畜排せつ物の 管理状況(注4)		その他環境法令の 違反の有無 (注5)	本体交付金交付対象面積 (注6) (ヘクタール)	追加交付金交付対象面積 (注6) (ヘクタール)	現地確認等 年月日
						取組(1)		取組(2)		指導等 の有無	指導等 に対する 改善の 有無				
						番号	(適・ 不適)	番号	(適・ 不適)						
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合 計															
			【合計人数】(名)											【合計面積】(ヘクタール)	

注) 1. 組織は、各構成員ごとに御記入ください。

注) 2. 組織又はその構成員である場合はチェック(☒)を御記入ください。

注)3. 環境負荷軽減の取組の確認の番号欄には取組項目を次から選択し、取組(1)及び(2)に数字で御記入ください。

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 堆肥の適正還元の取組 | ⑥ 化学肥料利用量の削減 |
| ② 国産副産物の利用促進 | ⑦ 連作防止の実施 |
| ③ スラリー等の土中施用 | ⑧ 放牧の実施 |
| ④ サイレージ生産の適正管理 | ⑨ 不飽和脂肪酸カルシウムの給与 |
| ⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組 | ⑩ 農薬使用量の削減 |

注) 4. 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいい、その状況について御記入ください。

注)5. その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」及び「悪臭防止法」をいう。罰則以上の違反の有無について記載してください。

注) 6. 0.1ヘクタール(10アール)未満切捨て後の面積をヘクタール単位で御記入ください。(記入例:1.38ヘクタールの場合1.3ヘクタールと記入)

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

環境負荷軽減型酪農経営支援事業における交付金の交付決定通知書

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知)の別紙 10 の I の第 6 の 5 の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定したので、通知します。

記

区分	面積区分	面積 (A)	単価 (B)	交付額 (A × B)	備考
本体交付金 交付対象面積	200 ヘクタール以下 200～400 ヘクタール 400 ヘクタール超 計	ヘクタール		円	
追加交付金 交付対象面積	計				
交付額計					

郵便番号	
住 所	
氏 名	
酪農経営整理番号	

(注) 別紙 10 の別添 2 第 8 の 1 (4) の規定に基づき計算した場合は、備考欄に構成員人数を記入すること。

別添 10（Ⅰの第6の6（2）関係）

事業参加申込者の交付金の交付の承継に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

酪農経営整理番号

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

環境負荷軽減型酪農経営支援事業の事業参加申込者の死亡により、私が変わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）の別紙10のⅠの第6の6（2）の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 交付金の交付の承継に係る事由の発生日

事由発生日	年	月	日
-------	---	---	---

2 酪農経営の承継等に係ること

	承継前の酪農経営（事業参加申込者）	交付金の交付の承継をする事業参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
酪農経営整理番号		
住所	電話（ ）	電話（ ）

（注意事項）

- （1）①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付ください。
- （2）相続人御本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の交付金交付先情報（別添10－①）に記入し、添付ください。

相 続 人 の 交 付 金 交 付 先 情 報

相続人氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	

住所			
(〒)			
都道 府県		市区 町村	
電話	[]	FAX	[]
E-mail	@		

交付金振込口座	金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行は除く。)				支店名		種 目	
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 普通 ☐ 通知 ☐ 組合勘定	
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)						金融機関コード 支店コード	
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》								
口座番号		記号		CD/再発行		番号(右詰めで記入)		

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
上記の交付金振込口座の情報(口座番号、名義など)が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

別添 11（Ⅱの第2の1 関係）

番 号
年 月 日

〔
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕
殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇〇年度環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業実施計画の認定の申請

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅡの第 2 の 1 の規定に基づき、別添 11－①のとおり資料を添えて環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業実施計画の認定を申請します。

別添 11－①（Ⅱの第2の1 関係）

環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業実施計画

事業実施主体 ○○県協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考

注：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添 11－②に記載すること。

別添 11-② (Ⅱ の第 2 の 1 関係)

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

別添 12（Ⅱの第3の2 関係）

令和〇〇年度事業実施状況報告
（環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業）

番 号
年 月 日

〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

〇〇県（都道府）協議会長

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 10 のⅡの第 3 の 2 の規定に基づき、別添 12－①のとおり報告する。

別添 12－①（Ⅱの第3の2関係）

令和〇〇年度事業実施状況報告
(環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業)

事業実施主体 〇〇県協議会

区分	主な取組内容	実施時期	実績額	備考

注：他の機関に対して委託を行った場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添 12－②に記載すること。

別添 12-② (Ⅱ の第 3 の 2 関係)

委託先の主な取組内容と実績額

[illegible]